

答申第 911 号

諮問第 1530 号

件名：機動隊超勤総括表（2016 年 7 月分）等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる機動隊超勤総括表及び機動隊超勤実績報告シート（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 2 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 5 月 11 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書一部開示決定は、非開示の理由として、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」としている。非開示の標目は、派遣人数、派遣期間、任務、部隊編成表、所属別派遣人員、帯同車輦^{りょう}数、装備等、及びフェリー利用に関する執行予定額、等となっている。

本件情報開示請求は、沖縄の高江ヘリパッド基地建設のための警備のため派遣された愛知県警察官に対する公金支出の違法・不当性を問う住民監査請求を目的としたものであって、下記のとおり非開示の理由には合理性が無く不当である。

(ア) 沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった。

(イ) かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない。

(ウ) 愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求

対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである。

(エ) 仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例として研究・分析を行い、テロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない。

(オ) ちなみに、審査請求人は警備計画や警察編成、個人の氏名や電話番号は開示を敢えて求めないことを付言する。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件審査請求の趣旨

a 条例の趣旨・目的

条例は前文において、情報の公開が公正で民主的な県政の基礎をなすものであり、情報を広く公開することが県が説明責任を果たすために不可欠であるとの認識の下に、県民の行政文書の開示を請求する権利を明確にして、情報の提供を充実させることにより透明性の高い県政を実現することに条例の趣旨があることを明らかにしている。

この趣旨のもと、条例 1 条は、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資すること」を目的とする旨、規定している。

b 警察法第 2 条第 2 項

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定し、警察活動の公平性、中立性と基本的人権・自由に対する干渉がないよう、その権限の濫用を厳しく戒めている。

c 本件審査請求の趣旨

本件は、不開示情報の内、とくに条例 7 条 4 号（「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」）により不開示とされた部分の開示を求めるものである。

相手方は、今後の警備実施等の支障のおそれがあると主張し、上記条項に該当するとして、本件派遣に関するほぼ全ての情報を不開

示とする等、情報隠蔽の姿勢を鮮明にしている。こうした相手方の姿勢は、いっそうの情報公開を進め、県の説明の責務を果たし、県民の的確な理解と批判の下、公正で民主的な県政の実現を図るとした条例の目的をないがしろにするものである。また、相手方のかかる姿勢は、警察活動に対する的確な批判を不可能にし、不偏不党かつ公平中正を旨とし、基本的人権及び自由に干渉する警察権限の濫用を厳しく戒める警察法 2 条 2 項の趣旨にも著しく悖るものである。

警察活動に対する的確な批判を可能にし、警察権限の濫用を防止するために本件情報開示は不可欠である。

(イ) 「テロ等犯罪行為を企図する勢力」なる主張について

a 相手方の主張

相手方は、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」旨の請求人の主張に対して、根拠のない抽象的な主張であって、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎず、合理性がないと主張している。

b 立証責任について

相手方の上記主張は、かかる勢力が存在しないことの根拠を請求人が示す責任があるかのごとき主張であるが、かかる主張は、情報開示に関する立証責任を請求人に負わせようとするもので誤りである。

条例 7 条 4 号のように「認めるにつき相当の理由があるとき」と実施機関の裁量性を承認する規定であっても、「おそれ」があることに関する立証責任が実施機関にあるとするのは定説である。本件においては、実施機関である相手方が「今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれ」の基礎となる事実について立証責任を負うのである。

したがって、判断の基礎として相手方が主張する「テロ等犯罪行為を企図する勢力」については、実施機関である相手方において根拠を示してその存在を立証しなければならず、請求人の主張を「単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎない」などと単に請求人の主張をおとしめることによって、「おそれ」が認められるものではない。

「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在は本件不開示理由に一貫する事実的基礎となっており、その存否は極めて重要な事実であるから、相手方において具体的にその存在を立証しなければならない

いのである。

仮にも抽象的に「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を主張するだけで、その存在が肯定されるようなことがあれば、テロの可能性にさえ言及すれば、警備活動に関するあらゆる情報を不開示とすることすら正当化されかねない。そのようなことを認めれば、民主的な批判によって警察権限の濫用に歯止めをかけようとする情報公開の趣旨は没却されるといわざるを得ない。

以上、「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を理由とする不開示処分は、その基礎となる事実を欠くものであり、本件不開示処分には合理性がない。

(ウ) 評価の不合理性

a 一律広範囲な不開示の不合理性

仮に相手方主張の「テロ等犯罪行為を企図する勢力」（以下、単に「テロ勢力」という）が存在するとの事実を前提とするとしても、本件情報を不開示とする相手方の評価は合理性を欠く。

審査請求書において述べた通り、本件情報開示の請求はすでに完了した「警備」活動に関するものであり、現実には「警備」活動に支障を及ぼすおそれはない。

相手方は事後の情報の開示であったとしても、テロ勢力が実例として研究、分析することによって、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

相手方が、テロ勢力を理由に公にすると警備実施等に支障を及ぼすとする情報は、以下のとおり多岐に及んでいる。

- ・「所属に関する情報」
- ・「警察電話番号に関する情報」
- ・「部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報」
- ・「『事案別』の一部」
- ・「警察職員の氏名に関する情報」
- ・「給与額に関する情報」

このように広範に及ぶ情報を一律に警備実施等に支障を及ぼすとして不開示とするのは仮に百歩譲ってテロ勢力の存在を前提としたとしても、合理性がないというべきである。

以下、不開示とされた情報ごとに検討する。

b 所属に関する情報

相手方は、所属を公にした場合、「たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らっ

た攻撃を執行したり、間隙をついた対等措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」とする。

相手方は「警備部隊の編成に係る具体的な関係所属は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している」として、上記の主張をするが、仮にこれらの諸事情を総合的に勘案して「所属」が決定されとしても、「所属」が明らかになることによって、派遣規模や体制が明らかになるとは考えられない。所属が公にされることによって、派遣の規模、体制の間隙を突いた対抗措置を講じることが可能になる等とする、相手方の主張は根拠を欠き、不合理である。

c 警察電話番号に関する情報

相手方は、警察電話番号に関する情報を公にした場合、「警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

しかし、仮に相手が述べるように、「警電（警察電話番号）は、当該職員の所属、係ごとに割り振られており、同番号は警察電話帳等に網羅的に記載されている」としても、そのことから、警察電話番号が公にされると、警察力の規模や運用状況等が明らかになり、派遣の規模や体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙を突いた対等措置を講じることが可能となるとの憶測は合理性に欠けるといわざるを得ない。

d 部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報

相手方は、これを公にした場合、「警備事象ごとの具体的な派遣期間、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

しかし、部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報が、公にされることによって、将来の警備事案に関して派遣の規模、体制が想定できる根拠は不明である。これらの情報の開示によって、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能となるのは相手方独自の主

観的見解に過ぎず、合理性がない。

また、相手方が上記理由により不開示とする情報には、「事案名」（ないし「事案別」）の一部、（超過勤務の）月日、（超過勤務手当の）単価、時間外勤務開始時間、時間外勤務終了時間、超過時間数などの項目が含まれており、これらの情報を公にすることが「部隊の派遣期間、人員数、編成、運用」といかなる関係にあるのか、相手方は全く明らかとしていない。超過勤務にかかる「事案名」「事案別」の一部や月日、単価、超過時間数等の情報が公にされることによって、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかになるとするのは論理的飛躍があるというべきである。

e 警察職員の氏名に関する情報

警察職員の氏名に関する情報について、相手方は条例 7 条 2 号以外に、条例 7 条 4 号を不開示とする理由としている。

条例 7 条 4 号を不開示の理由とする主張は、前記 b の「所属」に関する主張と同様に、氏名を開示すると、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能になるとするものである。

しかし、警察職員の氏名が公にされることによって、そのような攻撃や対抗措置が可能になるとは考えられないので、相手方の主張は合理性に欠けている。

f 給与額に関する情報

相手方は、給与額に関する情報を「公にした場合、一般に公表されている給料表等との対照によって当該職員の階級、勤務時間等が容易に推測可能となり、部隊の体制、運用等も明らかになるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

給与額から当該職員の階級、勤務時間等が容易に推測できるとする根拠は示されていない。また、仮にこれが推測可能であったとしても、それによって部隊の体制、運用等が明らかになるとするのは相手方独自の主観的見解に過ぎないというべきであり、まして規模、体制を見計らった攻撃や間隙を突いた対抗措置等が可能になるとするのは臆断というほかない。

(エ) 「事案別」ないし「事案名」の一部について

超勤総括表の「事案別」欄、機動隊超勤実績報告詳細シートの「事案名」の欄は、黒塗りの方法が異なるものが混在している。黒塗りが

1 カ所のものと 2 カ所のものが存在するのである。

すなわち、欄の始まり部分から黒塗りが施され、黒塗り部分に続いて連続的に「沖縄県特別派遣警戒警備」と記載されているもの（7 月分、8 月分及び 9 月分の一部）と、欄の始まり部分から同様に黒塗りされた上、「沖縄県」の記載がされ、その後に 2 カ所目の黒塗りがされその後に「警戒警備」と記載されているもの（9 月分の一部、11 月分、12 月分）が混在している。

2 カ所目の黒塗り部分は、黒塗りが 1 カ所のものを参照すれば、「特別派遣」とある部分が黒塗りされているものと推測される。

したがって、相手方の主張にしたがったとしても、「特別派遣」との記載は、7 月分、8 月分において、開示されているのであるから、9 月分の一部、11 月分、12 月分についても、不開示とする理由はなく、開示するのが相当である。

相手方は、「事案別」、「事案名」の一部は、公にすることによって、テロ勢力の攻撃や対抗措置を誘発する旨を主張しているが、「特別派遣」のごとき情報が攻撃や対抗措置を誘発する関係にあるとはとうてい考えられないにも拘わらず、9 月分の一部、11 月分、12 月分については、これを隠蔽しようとしたのである。

相手方の情報不開示は、「テロ勢力」をキーワードとして、強引に不開示理由をこじつける体のものである。「事案別」、「事案名」の不開示部分の混乱は、不開示との結論が先にあり、後で不開示理由を付けるといふ相手方の情報隠蔽の姿勢を如実に物語っている。

請求人は、条例の本旨に立ち戻り、可能な限り広く情報を開示する裁決を強く求める。

ウ 意見陳述における主張

意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

- (7) 2017 年 2 月 8 日、愛知県警機動隊の他県への派遣について、沖縄・高江に限定して派遣に対する支出について、愛知県警察本部長に対し行政文書開示請求を行った。そこで不開示とされたところの開示を求めて審査請求書を提出した。

不開示の主な理由が、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるためとしている。

非暴力を伝統とする多くの闘争があった。沖縄の非暴力、座り込みの抵抗は、テロとは無縁であることを強調しておきたい。

1972 年にアメリカから日本へ施政権が返還され、憲法のもとで民主

主義を手にした現在も、遺憾ながら、今度は日本政府を相手に非暴力の抵抗を余儀なくされている。沖縄は、何度も高江ヘリパッド建設を含む新基地の建設に反対の民意を示している。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣が不偏不党かつ公平中正を旨とする警察法 2 条 2 項違反との疑義を抱き、情報開示を求めたが、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例などを研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められるため」との文言が非開示の常套句として用いられては、民主主義の基本である知る権利が著しく侵害される。

非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、条例の前文にうたわれているように、県民の知る権利の尊重、県の諸活動を説明する責務を全うするためにも、改めて不開示としたところの開示を強く求める。

非開示理由に挙げられているテロは、組織犯罪を前提としたものと推察されるが、沖縄の非暴力の抵抗は、たとえテロ行為を敢行しようとする勢力がまぎれ込んでいたとしても、伝統的に非暴力が貫かれているため、破壊と犠牲を伴うテロ行為は実現しない。また、沖縄の整然とした非暴力の抵抗に送られた愛知県警の動向や情報がテロ勢力の今後の研究に役立つとは到底考えられない。

こうした旧態依然とした非開示の理由で県民の知る権利が制限され、民主的議論が停滞している間に、社会はより深刻な突発的、個人的テロの大量殺人や暴力、テロ予告による脅迫が起これ、自治体警察の本来的責務を果たすことが求められている。

情報公開審査会においては、新たな事件の傾向や時代の閉塞性を加味した上で、非開示理由に蓋然性があるのか、既に終了した事例が今後に支障を及ぼし得るのか精査の上、県民の知る権利を最大限に尊重していただきたく、改めて非開示としたところの開示を強く求める。

(イ) 条例の前文には、「情報の公開は地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものである。県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なものである。(中略) 透明性の高い開かれた県政を実現するために、ここにこの条例を制定する」とあるが、今回の非開示決定はこの条例に照らしても甚だ疑問である。

あまりにも^{しやく}杓子定規的な判断であることを申し述べたい。

このようなことこそ、県民の信頼を失う行為ではないか。非開示の理由は、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が

過去におけるテロなどの犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるためとの理由であった。高江で繰り広げられている住民への抑圧、暴力行為、暴力的言動は、本来の警察活動と全くかけ離れている。警察法の目的と責務と全くかけ離れたことが高江では行われた。派遣行為自体が違法であり、警察法に定められた職務とは全くかけ離れた住民への弾圧、暴力が行われてきたことを事実として、新聞報道や愛知県から高江にいた人々が目撃している。

高江地区は、1999 年、2006 年の 2 度にわたってヘリパッド建設に反対する決議を上げ、2019 年、今年の 4 月の村長選挙では、ヘリパッド建設反対の町長が当選している。

2016 年 6 月の沖縄県議会選挙、7 月の参議院選挙、県民投票、先の参議院選挙など、沖縄県民の総意が再三にわたって極めて明確に示されている。2016 年 7 月に辺野古・高江の基地建設に反対する候補者が当時現職に 10 万票もの差をつけて圧勝し、その直後、わずか 10 時間後に県外からの機動隊 500 名、民主主義に基づく法治国家にあるまじき強権が発動された。

7 月 16 日、全国から機動隊約 500 人が派遣されたと言われている。

戦前は、警察が本来の職務を離れて国家行政に直接関与した結果、警察国家と呼ばれ、市民を監視し、弾圧した反省から、職務から離れた行為をすることを警察法は明確に禁じているのではないか。

情報開示請求の内容は、住民として、県税を払っている県民として、当然の知る権利だということを強く申し上げる。テロを理由に、情報開示が制限されているのか。

民主主義社会で生きる市民が十分な情報に基づいて意思決定を行えるようにすること、多くの重要な意思決定が情報公開や市民との協議を経ずに、閉ざされたドアの向こう側で指導者たちによって行われる恐ろしさである。実際のテロなどの脅威がどれくらいなのかと検証する必要がある。

脅威の危険性の程度には、現実には迫った脅威、具体的な脅威、抽象的な脅威・リスクがあると思う。愛知県がテロを理由に情報開示をしなかったからこそ、述べさせていただきたい。

例えば、今すぐ自宅に飛行機が墜落したり晴れた日に散歩をしていて雷に打たれて死亡する確率は、ゼロではないが、極端に低い。これがリスクである。現実には差し迫った脅威とは、目の前でテロリストが爆弾を起動させようとしている状況が典型的である。例えば、テロ組織が来月霞が関で爆弾テロを起こすと宣言すれば、具体的脅威として評価されると思う。他方で、同じ組織が十数カ国でテロ対象国と名指ししてその中で日本が含まれていた場合に、少なくとも抽象的な脅威

であることは確かだが、具体的な脅威までとは言えないだろう。ただし、その前日に実際にテロが行われており、次はどこだと宣言したという状況であれば、具体的な脅威と評価されるかもしれない。同じ宣言によっても、東京と地方では危険の具体性が異なるだろう。

重要なことは、テロのリスクがあることのみを人権制約の理由として認めていては歯止めがなくなるということである。許されるべき人権侵害の程度は、脅威の具体性を踏まえて個別に検討されなければならない。

どれだけのテロの脅威が存在するのか。日本では、テロよりも風呂場で滑って死ぬ確率のほうがはるかに高いそうである。厚生労働省の人口動態統計によると、年間で 4,000 人以上の方が浴槽内で溺死している。家庭の風呂場で入浴中に意識障害を起こし溺死する人は、2014 年の 1 年間で 4,866 人に上り、浴槽内での死亡件数全体では 15,000 人前後に上るとの統計がある。

非開示された理由は、このようなことから考えても、どこから見ても納得できるものではない。沖縄県外からの機動隊が派遣されてからは、非常に手荒いことが行われるようになったという証言がある。これは警備などではない。私たちの大事な税金がこうした人々の反対抵抗を抑え込むために使われたことに県民として憤りを感じる。

沖縄・高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟が行われているが、愛知県に賠償を訴える裁判の証人尋問で証言に立った愛知県警備課長補佐が、派遣決定が県警本部長の専決で行われることを当たり前のように証言した。公安委員会を開かず専決処分が当たり前だと証言した。

警察法の第 1 条は、公共の安全と秩序を維持するために、(略)その責務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利と自由の干渉にわたるなどの、その権限を濫用することはあってはならないと述べている。このような警察法を知らずに業務を行っている。

このように、公安委員会の役割の意義も理解をされておらず、国家警察化と化している今、実態が明らかになった。これは全く許せないことである。

真摯に検討していただき、開示をしていただくように強く要請する。

(ウ) 暴力的事態、高江で起きた暴力的事態と主張されるものは、全て 2016 年 7 月 22 日、他府県の機動隊が派遣、大量に派遣されてから起きている。派遣された機動隊の暴力的行為が非常にひどいものであったということは、今述べたとおりである。それに従って運動が過激化したという側面を見落としてはいけない。それまでの反対運動は極めて平穏に行われ、沖縄県警は中立的立場から治安を維持していたとい

うことを申し上げたい。

それからもう一つ、都道府県には警察があるが、国家には警察がない。自治体警察という原則があるということを強調すべきである。先程述べた訴訟での証言によれば、専ら警察庁と協議をし、派遣についての具体的細目を決めていった。沖縄県警と話をするのはごく日常的なことではなかったというふうに言われているように、これは防衛局の都合により各自治体警察が動かされたという非常に遺憾な事態、逸脱した事態だということを改めて強調しておきたい。

- (エ) 表現の自由というのは、民主主義の根幹である。情報収集の自由というものがその中核に置かれていることはもちろんである。情報の不開示ということこそ、非常に重要な民主主義の侵害であると考え。情報源から妨げることなく知る権利というものは、普遍的かつ根源的な権利であり、情報は公的資源であるという考え方こそ、民主主義社会においては重要である。

今回の不開示理由、テロ等犯罪行為を企図する行為というのは極めて概念が不明確である。かつ具体的緊急性もない。立証責任は全て県側にあるというふうに考える。

沖縄・高江へ派遣された愛知県機動隊に対する公金支出の違法性を問う住民訴訟において、まさに自治体警察とは何か、愛知県における警察はいかなる形で国家警察化しているかということを明らかにした。

この派遣の規模、期間、不開示になっているところは、警察庁の指示で決められたということが明確になった。そしてまた、情報収集がいかに不備であったか、偏見と公正でない一方的な知識でもって派遣が決定され、愛知県警本部長の専決規程となっているのは愛知県のみである。

愛知県の公安委員会は、本来民主的に統制すべき警察の独立機関であるが、極めて空洞化しているということである。自治体警察の内容は自治体でコントロールし、民主的に審査されるべきであるにもかかわらず、根本の情報が不開示であるということこそ、本件の中心的な課題に置かれるべきである。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由に対する認否

「審査請求に係る処分のうち、不開示とした部分の開示を求める。」について争う。

(3) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(7) 行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 29 年 2 月 8 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して請求人が送付した、

「愛知県警機動隊の沖縄高江派遣に関する支出について

※沖縄・高江派遣に関する部分のみ

1、時間外勤務手当

2、特殊勤務手当

3、その他の手当

4、装備費用

5、装備運搬費用

6、機動隊員の移動費用

(警察本部警備課、機動隊、会計課で管理するもの)」

を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

(i) 対象文書の調査

本件開示請求は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に関する支出に係る行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求を受け、愛知県警察本部警備部警備課において調査したところ、その対象となり得る行政文書の存在を確認した。

(ii) 決定期間の延長と開示請求事項の補正

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の数が大量であることが判明したことにより、条例第 12 条に定める決定期間（開示請求があった日から起算して 45 日以内）にそのすべてについて開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生じるおそれが認められた。

そのため、条例第 13 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断の上、本件開示請求に伴って開示する行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間を平成 29 年 2 月 8 日から平成 29 年 3 月 24 日までとし、残りの行政文書について開示決定等をする期限を平成 29 年 8 月 17 日とする決定期間特例通知書（平成 29 年 2 月 22 日付け、備警発第 394-1 号）を請求人に送付通知した。

その際、請求人から申し出がなされたことから、本件開示請求に係る行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項について、

「愛知県警機動隊の沖縄高江派遣に関する支出について

※沖縄・高江派遣に関する部分のみ

1、時間外勤務手当

5、装備運搬費用

（警察本部警備課、機動隊で管理するもの）」

と補正した。

(エ) 相当の部分の特定と一部開示決定

調査の結果、相当の部分として先行開示する行政文書を特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書（平成 29 年 3 月 24 日付け、備警発第 927 号）により、請求人に通知した（同開示決定については、本件審査請求の対象外）。

(オ) 本件行政文書の特定と一部開示決定

調査の結果、残りの行政文書を別表の 1 欄に掲げるとおり特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書（平成 29 年 5 月 11 日付け、備警発第 1601 号）により、請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件行政文書全般について

a 本件行政文書の性質

警察は、国の公安又は利益に係る犯罪のほか、各種の社会運動等に伴う犯罪又はそれらの犯罪が発生するおそれのある場合において、警察法第 2 条第 1 項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」に当たることを責務としている。

このため、デモ・集会等が実施される場合において必要があると認められる場合、警察は参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図るため、部隊を運用し治安の維持活動（以下「警備実施」という。）を行っている。

本件行政文書は、会計に関する行政文書であるが、いずれも警備実施に伴う支出に関して作成されたものである。

b 条例における不開示情報の規定

条例第 7 条は、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件行政文書に含まれる不開示情報は、次のとおりである。

(a) 条例第 7 条第 2 号

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を

除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(b) 条例第7条第4号

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(イ) 機動隊超勤総括表

機動隊超勤総括表は、機動隊関係業務の平成28年7月、8月及び9月における超過勤務について、対応事案、延べ人員、延べ時間、執行金額等を総括的に記録したものである。

機動隊超勤総括表について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 所属、警電、派遣部隊が分かる部分

(a) 所属に関する情報

警備部隊の編成に係る具体的な関係所属は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(b) 警電に関する情報

警部補及び同相当職員以下の警察職員が使用する警電(警察電話番号)は、当該職員の所属、係ごとに割り振られており、同番号は警察電話帳等にも所属、係別に網羅的に記載されている。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可

能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(c) 部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報

警備部隊の具体的な派遣期間、部隊区分、人員数、編成、運用は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施の活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの具体的な派遣期間、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

b 「事案別」の一部

前記 a(c)に同じ。

c 担当

警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。また、これらの情報は、条例第 7 条第 2 号ただし書イ、ロ及びニにおいて不開示情報から除外されているものにも該当しない。

したがって、条例第 7 条第 2 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(ウ) 機動隊超勤実績報告シート

機動隊超勤実績報告シートは、機動隊関係業務の平成 28 年 7 月、8 月及び 9 月における超過勤務について、職員の氏名、勤務月日、勤務時間、給与額等の詳細事項を報告したものである。

機動隊超勤実績報告シートについて、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 所属、警電、隊区分

(a) 所属に関する情報

前記 (イ) a(a)に同じ。

(b) 警電に関する情報

前記 (イ) a(b)に同じ。

(c) 部隊の派遣期間、人員数、編成、運用に関する情報
前記(イ)a(c)に同じ。

b 担当

前記(イ)cに同じ。

c 氏名、給与単価基礎

(a) 警察職員の氏名に関する情報

前記(イ)a(c)及び前記(イ)cに同じ。

(b) 給与額に関する情報

警察職員の給与単価は、個々の職員の階級、勤続期間等に応じて設定される号級や、具体的な勤務時間等に基づき算出されている。

これを公にした場合、一般に公表されている給料表との対象によって当該職員の階級、勤務時間等が容易に推測可能となり、部隊の体制、運用等も明らかになるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模、体制を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第2号及び第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

d 「事案名」の一部、月日、単価、時間外勤務開始時間、時間外勤務終了時間、超勤時間数

(a) 部隊の派遣期間、編成、運用に関する情報

前記(イ)a(c)に同じ。

(b) 給与額に関する情報

前記c(b)に同じ。

ウ 請求人の主張の失当性

請求人は、審査請求書において、処分庁の決定に対して5項目を列挙し、本件処分が「合理性が無く不当である」等と主張している。

しかしながら、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行する勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」及び「仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例としてテロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない」とする主張については、いずれもいかなる根拠に基づいているのかが定かでなく、そもそも具体性のない抽象的な表現にとどまることからすれば、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎないといわざるを得ず、そこに合理的な理由を認めることはできない。

また、請求人は、本件処分の不当性として、「愛知県警察官の沖縄へ

の派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである」という理由を提示している。

しかしながら、前記イで詳述したとおり、「すでに完了」した警備実施の情報及び「高江ヘリパッド工事基地建設」に限定した情報であっても、現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては、これを公にした場合、テロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となるため、将来的な警備実施等に支障を及ぼす蓋然性が認められる。本件不開示情報はいずれもこれに該当するもので、条例第 7 条第 4 号に基づいて犯罪捜査等情報として不開示とするための、「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣に関する支出に係る時間外勤務手当に関する文書であって、愛知県警察本部警備部警備課で管理するものであり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は前記 3(3)イで処分庁が説明するとおりであると認められる。

処分庁は、別表の 2 欄に掲げる部分について、同欄に掲げるとおり、所属、警電、派遣部隊が分かる部分、隊区分、「事案別」及び「事案名」の一部、月日、単価、時間外勤務開始時間及び終了時間並びに超勤時間数を条例第 7 条第 4 号に、担当を同条第 2 号に、氏名及び給与単価基礎を同条

第 2 号及び第 4 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第 7 条第 4 号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁が条例第 7 条第 4 号に該当するとして開示しないこととした部分は、所属、警電、派遣部隊が分かる部分、隊区分、氏名、給与単価基礎、「事案別」及び「事案名」の一部、月日、単価、時間外勤務開始時間及び終了時間並びに超勤時間数である。

当審査会において処分庁が不開示としたこれらの部分を見分したところ、所属には本件行政文書を作成した職員の所属が、警電には本件行政文書を作成した職員の所属の電話番号が記載されていることが認められた。また、機動隊超勤総括表のうち、派遣部隊が分かる部分には派遣された隊区分ごとの人数、時間数及び執行金額が、「事案別」の一部には沖縄派遣期間に関する情報及び他の派遣事案に係る情報が記載されていることが認められた。そして、機動隊超勤実績報告シートのうち、氏名及び給与単価基礎には沖縄に派遣された職員の氏名及び当該職員の給与単価基礎額が、隊区分には沖縄派遣に係る隊名が、「事案名」の一部には沖縄派遣期間に関する情報及び他の派遣事案に係る情報が、月日には当該職員が沖縄に派遣された月日が、単価には時間外勤務の算定に関する情報が、時間外勤務開始時間及び終了時間並びに超勤時間数には当該職員が時間外勤務を開始した時間及び終了した時間並びにその時間数が記載されていることが認められた。

処分庁によれば、これらの情報に係る事項は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定しているとのことである。

また、これらを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの関係所属、具体的な派遣期間、警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点については、審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に完

了しているため、これらの情報を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはない。しかしながら、今後、同種又は類似の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性が考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

以上のことから、これらの情報は、条例第 7 条第 4 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 処分庁が条例第 7 条第 2 号に該当するとして開示しないこととした部分は、担当、氏名及び給与単価基礎である。

当審査会において、処分庁が不開示とした担当及び氏名を見分したところ、担当には本件行政文書を作成した職員の氏名が、氏名には沖縄に派遣された職員の氏名が記載されていることが認められた。そして、給与単価基礎には、沖縄に派遣された職員の給与が記載されていることが認められた。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ところで、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 12 年愛知県規則第 29 号）第 3 条の 2 により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定され

ている。処分庁によれば、担当及び氏名に記載された職員は、警部補及び同相当職以下の職員であるとのことである。したがって、担当及び氏名は、同号ただし書ハに該当しない。また、給与単価基礎は、当該職員の職務の遂行に係る情報ではないことから同号ただし書ハに該当しない。

当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、担当、氏名及び給与単価基礎は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
・機動隊超勤総括表（2016 年 7 月分） ・機動隊超勤総括表（2016 年 8 月分で、延人員が 8 人のもの） ・機動隊超勤総括表（2016 年 8 月分で、延人員が 18 人のもの） ・機動隊超勤総括表（2016 年 9 月分）	・所属 ・警電 ・派遣部隊が分かる部分	第 7 条第 4 号
	・「事案別」の一部	第 7 条第 4 号
	・担当	第 7 条第 2 号
・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が 2016 年 7 月のもの） ・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が 2016 年 8 月で、延人員が 8 人のもの） ・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が 2016 年 8 月で、延人員が 18 人のもの） ・機動隊超勤実績報告シート（報告対象が 2016 年 9 月のもの）	・所属 ・警電 ・隊区分	第 7 条第 4 号
	・担当	第 7 条第 2 号
	・氏名 ・給与単価基礎	第 7 条第 2 号及び第 4 号
	・「事案名」の一部 ・月日 ・単価 ・時間外勤務開始時間 ・時間外勤務終了時間 ・超勤時間数	第 7 条第 4 号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 9. 12	諮問（弁明書の写しを添付）
29. 10. 18	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 8. 19 (第579回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 9. 20 (第581回審査会)	審議
1. 10. 25	答申